



人道支援型の投資： 果たしてビジネスで人道危機を救えるか

田口 涼子

三菱UFJリサーチ & コンサルティング 政策研究事業本部 国際研究室 研究員

はじめに

多くの企業の経営理念の根幹には、近江商人の経営哲学である「三方よし」があるはずではないかと思う。「買い手よし、売り手よし、世間よし」を表す「三方よし」とはつまり、商いは自らの利益のみならず、買い手である顧客はもちろん、さらに世の中に貢献できてこそよい商売といえる、という考え方である⁽¹⁾。昨今では、SDGs（持続可能な開発目標）が2015年に国連で採択されて以降、国内外の社会課題をビジネスで解決していこうという潮流が大きくなってきている。これはまさに「三方よし」に通じるものであり、企業だけでなく個人の行動にも言えることだ。同時に、いまや世界の20億を超える人々が、紛争や災害といった人道危機の下で生活を余儀なくされていることをご存知だろうか。こうした人道危機は年々複雑さを増し、これまでの各国政府による拠出金や財団による基金、民間の寄付だけでは到底対処できない危機的状況に陥っている。そこで問いたい。紛争や災害、難民といった人道問題をビジネスで解決しよう、という発想があっても良いのではないだろうか。本稿は、人道支援⁽²⁾が直面する資金不足の課題に、民間からの投資がどのような役割を果たせるのか、その課題と対策を明らかにしたい。

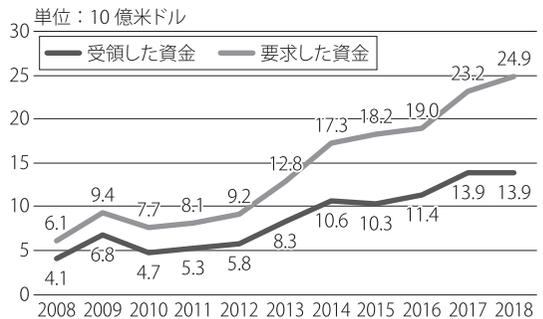
最新の人道危機状況

まずは世界の人道危機がどういった状況にあるのか整理する。イデオロギーの対立、途上国での人口爆発、気候変動といった様々な要因が絡み合い、紛争や自然災害といった人道危機の長期化、大規模化、複雑化が

危惧されている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の最新の報告書によれば、2018年末時点で、強制的に移動させられた人の数は約7,080万人にのぼり、史上最悪の数値となった⁽³⁾。これは、20年前の約2倍、タイやトルコの人口に匹敵する。また、2005年から2017年の間に、国際的な人道支援を受けた紛争の数は16から30へと約2倍に増加し、人道支援を受ける受益者の約60%が5年を超える長期間の支援を必要としている⁽⁴⁾。人道危機が長期化することで国民の安全や生活が脆弱な状態が続けば、貧困改善に向けた開発援助⁽⁵⁾の取組みが阻まれ、2030年に向けた開発目標であるSDGsの達成も難しい。世界銀行のグループ機関である国際開発協会（IDA）の分析結果によれば、2030年には、世界の貧困層のうち、脆弱国⁽⁶⁾もしくは紛争影響国で暮らす人々の割合は46%に達すると予測されている。紛争が続けば、その国の国内総生産（GDP）が1年あたり平均して2%押し下げられると言われており⁽⁷⁾、経済成長への足かせともなってしまう。

こうした現状から見えてくることは、人道支援と開発援助が別々に動くのではなく、緊

図表1 人道支援で生じている資金ギャップ



(出所) OCHA “Global Humanitarian Overview 2019” をもとに筆者作成

急の人道支援から、早期の復旧・復興に向けた支援、さらには中長期的な開発援助まで継ぎ目のない支援が必要になるということである。しかし、頭ではそう分かっていても、既存のアプローチで実現していくには難しい。実際、図表1にある通り、2018年には人道支援のために約250億米ドルが必要と見積もられたが、実際に各国政府の拠出金やビジネス界、個人から集められた資金は約140億米ドル足らずで、44%の資金ギャップが生じている⁽⁸⁾。人道支援への資金は年々増加しているが、並行して開発援助への資金が増えている訳ではなく、トレードオフの関係にあることが多い⁽⁹⁾。

脆弱性を断ち切る予防とレジリエンスの強化

昨今の人道危機は、バングラデシュのロヒンギャ難民支援や、シリア内戦による大量の避難民の発生等に代表されるように、あまりにも大規模で深刻であることから、まずは命を守る緊急的措置に資源の大部分が費やされている。しかし、こうした影響国の脆弱性を改善するためには、紛争や災害そのものに対する予防や、起きてしまった後の被害を最小限に留め速やかに生活を回復する力である「レジリエンス（強靱性）」の強化、その後の復興支援といった長期的視野に立った支援活動が重要になってくる。例えば、国際連合児童基金（UNICEF）と世界食糧計画（WFP）が実施した事前予防向けプロジェクトが、実際に人道危機が生じた際に、どの程度のコストと時間の節約に繋がったか、費用対効果を数値化する試みが進められている。その調査結果によると、緊急支援物資の事前調達やインフラ整備等ロジスティクスの強化、人道支援スタッフの育成、外部組織との連携協定の締結といった、いわゆる危機に備える投資をしておけば、有事の際には、それに費やした資金の2.1倍のコストを節約することに繋がるとの報告が示されている⁽¹⁰⁾。

増えるインパクト重視の投資、人道支援にも適用可能

こうした人道への対策における危機感が募

る中、個人投資家や機関投資家の間では、市場利回りを得ながら、同時に、社会課題の解決に繋がるインパクトを期待した投資行動がここ数年の間で増えてきている。この増加は、企業によるCSR（社会的責任）活動の枠を超えて、投資の意思決定において、従来型の財務情報だけを重視するのではなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）も考慮に入れたESG投資がメインストリーム化しつつある流れに呼応している。インパクト投資を推進する国際イニシアティブであるGlobal Impact Investing Network（GIIN）の調査によれば、インパクト投資の規模は2019年には5,000億ドルに達したと示されており⁽¹¹⁾、今後もその市場は拡大していくと思われる。

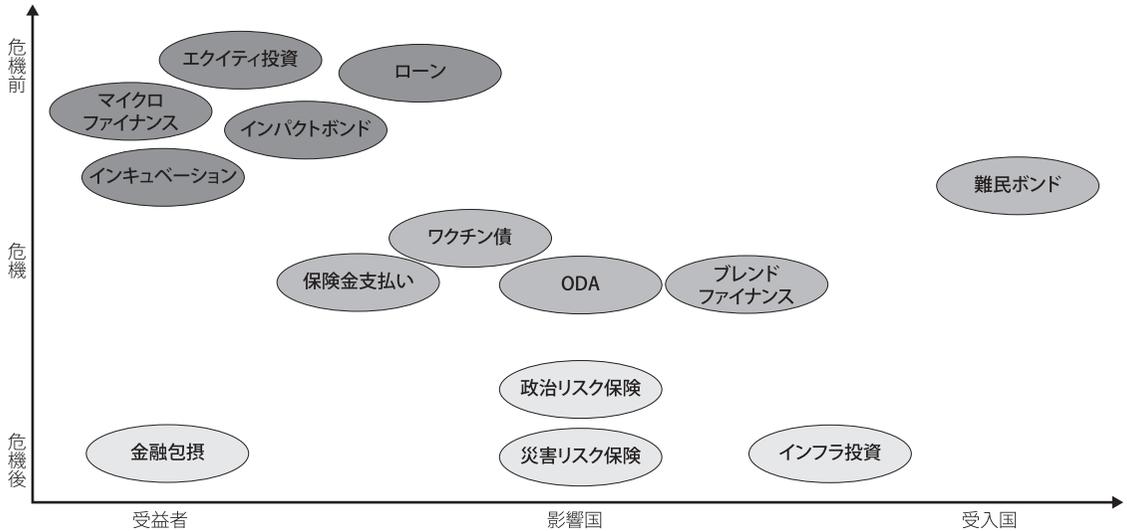
インパクトを期待する投資手法は民間資金の動員にも繋がることから、人道危機への対応という側面にも応用されるべきという新たな潮流が世界で形成されつつある。つまり、市場利益も得ながら、脆弱国もしくは紛争影響国に置かれる人々へのインパクトが数値化できるやり方で投資を行う、人道支援型の投資（Humanitarian Investing：HumIn）という仕組みである。人道支援型の投資では、公的資金、民間資金、慈善基金等の様々な形態の資本を組み合わせるリスクヘッジと課題解決を目指す手法が多く用いられる。図表2に、人道危機への対応フェーズ毎に、どういった金融手法がインパクトをもたらすかマッピング化を行ったのでご参照いただきたい。

人道支援から開発援助までのニーズが高いとはいえ、各国政府による拠出金には限界がある。そのため、人道支援機関及び開発援助機関と、投資家や民間企業という、一見すると異なる世界にいるステークホルダーが連携した、新たなアプローチが世界的に強く求められてきていると言える。

人道支援の資金ギャップを埋める、投資への期待

では、具体的にどの投資手法が人道支援の課題解決に有効だろうか。いくつか具体例を挙げながら、資金ギャップという大きな課題に投資がどう貢献できるか見ていきたい。

図表2 人道危機への対応に活用できる金融手法



(出所) Overseas Development Institute (ODI) “New Financing Partnership for Humanitarian Impact”等をもとに筆者作成

さまざまな投資手法と課題解決への糸口

主な手法としては、①保険、②ブレンドファイナンス、③株主資本（エクイティ）、④インパクトボンド、⑤マイクロファイナンス、インキュベーションの大きく5種類に分類できる。いくつか具体例をご紹介します。

①保険

人道支援のための資金は、多くの場合、自然災害や紛争、エボラ出血熱に代表される感染症といった危機が生じた後にファンドレイジングが行われるため⁽¹²⁾、支援を必要としている被災者に援助が届くまで相当な時間がかかる。バングラデシュのロヒンギャ難民がその例で、2017年8月頃から大量の難民が流入し始めたが、ドナーによる誓約会合が開かれたのは2ヵ月以上も経ってからであり、その多くのコミットメントは実現されないままである⁽¹³⁾。こうした課題に対処するため将来起こるかもしれない危機に備え、初動資金を確保するメカニズムとして保険がある。現時点では、紛争やそれによる強制移動に備えた保険システムは実績がないものの、災害や政情不安のリスク保険は提供されている。

世界銀行のキャットボンド（大災害債権）⁽¹⁴⁾

世界銀行は、地震多発地域に位置するメキシコ、コロンビア、ペルー、チリの

4ヵ国の政府に対して、地震発生時に保険金が支払われるスキームを対象とする地震債を発行している。発行総額は過去最大規模の13億6,000米ドル。地震発生時には、被災者支援や復興支援で多額の財政負担が被災国政府にのしかかる。特に途上国では国の信用力を揺るがす事態もなるため、このキャットボンドはそういった状況を回避する安全機能の役割を果たす。保険支払いは、アメリカ地質調査所が提供するデータに基づき実施される。地震が発生した場合、元本償還されない可能性もありハイリスク債に位置付けられるが、相対的な利回りの高さとの金融商品との相関性の低さという特徴から、世界45の投資家から25億米ドルの買い注文が入った。

投資家	市場の触媒	実施機関
スイス再保険 米保険エーオン シティグループ AIR Worldwide、等	世界銀行	世界銀行

②ブレンドファイナンス

ブレンドファイナンスとは、公的資金や慈善基金を保証として使い、新しい市場での民間セクター投資を誘引する金融手法である。投資リターンを求めないドナー資金等を最初のリスクヘッジに活用することで、事業が軌道に乗れば、民間セクターは金銭的リターンを期待でき、ドナーはより大き

な人道的インパクトを生み出すことができる。人道危機下の新規市場に新たな民間資本を呼び込めるため、人道支援の資金不足の解決に繋がることが期待される。

Nespresso Reviving Origins ⁽¹⁵⁾		
食品世界大手スイスのネスレが、紛争や環境破壊の脅威に晒されている国のコーヒー豆生産者を経済的に支援するため、米国国際開発庁 (USAID) と連携して開始した事業である。ネスレは、2019年から5年間で、人道危機が続く南スーダンやコロンビア等のコーヒー豆生産者に約1,000万スイスフランを投資し、地元経済の活性化を目指す。南スーダンでは、USAID がすでにコーヒー産業の再生、輸出市場の多角化、小規模コーヒー農民の収入向上を目的としたプロジェクトに300万米ドルを投資している。		
投資家	市場の触媒	実施機関
ネスレ	USAID	TechnoServe(NPO)

③株主資本 (エクイティ)

より多くの民間資金を人道支援に誘引するもう一つの手法が、株主資本 (エクイティ) の呼び込みである。これは、株券と引き換えに企業に資金を援助する仕組みで、投資家は事業が成長し企業利益が上がった時に配当金を受け取ることができる。投資を受けるベンチャー企業は、ローン返済の必要がなく、収益が出たらリターンを返すことになる。こうしたことから、投資家にとってはリスクが高いため、人道危機下のエクイティ投資の機会はいまだごく僅かである。

リープフロッグ・インベストメンツ ⁽¹⁶⁾
発展途上国市場を対象としたプライベートエクイティ運用大手のリープフロッグ・インベストメンツは、アフリカ及びアジアの卓越した企業に出資し、企業の成長、利益性、社会的インパクトの追及を目指している。同社はこれまで26社に投資し、投資リターンは約40%と非常に高く、35ヶ国の1億6,800万人に医療保健サービスや金融サービスを提供している。そのうち、1億3,600万人は、世界銀行が定義する「毎日10米ドル以下で生活している」後進国に暮らす

人々でありインパクトは大きい。2019年の新しいファンドは、デジタル送金のWorldRemit、インドで中小企業向け融資を行うNeoGrowth、アフリカ全域に医療品卸を行うPyramid Pharmaといったベンチャー企業に投資を行うことが決定されている。

投資家	市場の触媒	実施機関
AIG JP モルガン メットライフ生命 モルガンスタンレー ブルデンシャル スイス再保険 チューリッヒ、等	Leapfrog Investments	AllLife

④インパクトボンド

これまでの多くの調査では、人道支援に寄せられた資金の使い方が非効率であると指摘されている。ODIによる分析によると、EUが人道支援のために拠出した総額302億ユーロのうち、直接受益者まで届いた金額の割合は38%不足で、本当に必要としている人に援助が届いていない⁽¹⁷⁾。残りは、調達やロジスティクス等に使われており、事業を成功させるために必要なコストではあるが、用途の非効率性は改善の余地が議論されている。これに対しては、事業成果に基づいて投資家にリターンを支払うインパクトボンドが解決の糸口となる。人道支援の枠組みでは、投資家による民間資本で支援事業が着手され、その事業が期待された成果を出せば、ドナー資本からリターンが支払われる仕組みである。

ヒューマンタリアン・インパクト・ボンド ⁽¹⁸⁾
赤十字国際委員会 (ICRC) は、紛争国に対する短期的な目標達成のために行ってきた旧来の緊急人道資金の調達モデルを超えて、長期的な開発を実現する目的から、民間企業や投資家といった新規のアクターと連携する体制を模索してきた。ICRCは2017年、紛争が続くナイジェリア、マリ、コンゴ民主共和国に、被害を受けた身体障害者向けのリハビリテーションセンターを建設するため、世界で初めて民間投資家向けに債権を発行し、資金調達を行った。5年のうちに施設が建設され、運営スタッフの能力が向上するといった期待される事業成果 (アウトカ

ム)が発現されれば、各国政府や財団が、事業に投資した企業に返済を行う仕組みである。

投資家	市場の触媒	実施機関
ミュンヘン再保険 ロンバー・オディエ 信託	ベルギー スイス イタリア ラカイシャ財団	ICRC

⑤マイクロファイナンス、インキュベーション

昨今の人道危機では、被災者が自国の国内外に強制的に移動させられる場合が多い。先述の通り、UNHCRの報告によれば、強制的に移動させられた人の数は2018年には約7,080万人にも及んだ。こうした難民や国内避難民(IDPs)の自立を長期的な視野に立って検討していく必要がある。有用な解決策としては、難民への金融アクセスを確保することが指摘されている。難民に雇用を創出することで安定した収入の確保に繋がり、難民が新しいビジネスを始める際にはマイクロファイナンスがその可能性を広げ、難民による創業間もない企業には、経営アドバイスや能力開発を行うビジネス・インキュベーションが求められるだろう⁽¹⁹⁾。

課題と対策

上述のように人道支援型の投資に参入するアクターが登場する一方、課題も多い。そもそも市場利益主義である民間セクターと、利益やコストに関わらず人道ニーズに基づいて活動する人道支援機関とが、より一層歩み寄り更なる連携を深めることが可能なのか。これまでは別世界にいたのだから、それぞれの原則や尊重すべきガイドラインを共有してお

人道支援の基本原則

人道

どんな状況にあっても一人ひとりの人間の生命、尊厳、安全を尊重すること。

公平

国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別も行わず、苦痛の度合いに応じて個人を救うことに努め、最も急を要する困難に直面した人々を優先すること。

中立

いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的、思想的な対立において一方の当事者に加担しないこと。

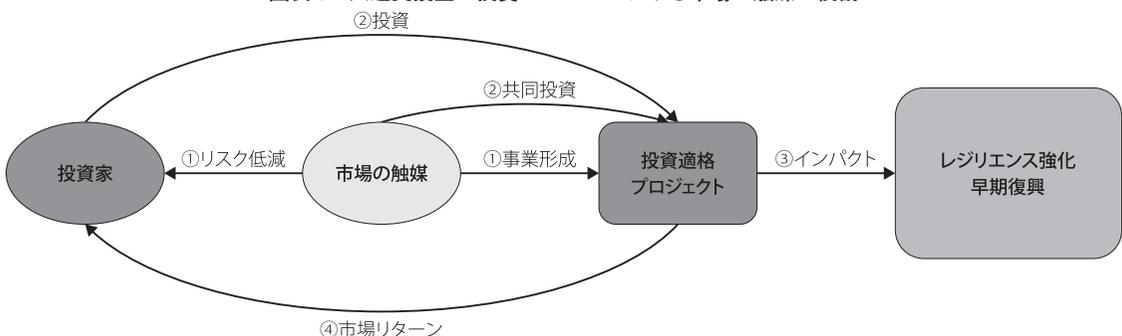
独立

政治的、経済的、軍事的などいかなる立場にも左右されず、自主性を保ちながら人道支援を実施すること。

(出所) 外務省「緊急・人道支援の基本概念」

くことが望まれる。紛争や自然災害といった人道危機では、被災者の命の危険が常に隣り合わせで存在することから、人道支援機関は、「人道 (Humanity)」「公平 (Impartiality)」「中立 (Neutrality)」「独立 (Independence)」の4つの基本原則⁽²⁰⁾、及び人々を更なる危険に曝さない「Do no harm 原則」⁽²¹⁾に沿って支援活動を行うことを基本としている。投資家や民間企業はまず、こうした人道原則をきちんと理解しておく必要があるだろう。そのうえで、投資を受けた事業がきちんと被災者及び被災地域のニーズに沿う成果が発現しているか、その事業により被災者を更なる危険に曝してはいないか、人道支援機関、開発援助機関及び民間企業が責任をもってモニタリングを行い、投資家にフィードバックしていく体制が必要である。こうした文脈において企業は、事業活動が労働者、人権、環境、消費者等に負の影響を及ぼさないよう、リスクベースのデュー・ディリジェンス⁽²²⁾を企業が行うよう示した、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」⁽²³⁾や、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイド

図表3 人道支援型の投資システムにおける市場の触媒の役割



(出所) WEF “Humanitarian Investing - Mobilizing Capital to Overcome Fragility”をもとに、筆者作成

ンス」⁽²⁴⁾ といった国際基準を参照することが強く望まれる。

また、投資リターンを期待でき、かつ人道危機に対する正のインパクトにも繋がるような、投資に適したプロジェクトが少ないことも課題である。紛争や災害の影響下にある国では、空港や道路、電力といったハードインフラの機能不全、規制不備による取引コストの増大、汚職や不正に絡む政情不安、テロ等の治安リスク等、多様な危険が存在する。こうした予測がつきにくい状況で、通常の投資家であれば、そういった国をポートフォリオに含めるだろうか。投資した事業が目に見える測定できる形で成果を上げ、リターンを生み出す必要がある。そのために特に影響国の政府や国際機関が連携して、現地の市場がきちんと機能するような環境づくりが求められるし、またリスクヘッジの目的でドナー資本と民間資本が共同で投資するような仕組みが必要である。

重要な鍵となる市場の触媒

これらの課題に対して、世界経済フォーラム（WEF）、世界銀行、赤十字国際委員会（ICRC）の三者が2019年9月に発表した白書によれば、市場の触媒（Market Catalyst）が課題解決の鍵になると言う。つまり、図表3に示すように、各ドナー国、国際開発金融機関、人道支援機関、開発援助機関、慈善団体等が、投資家を繋げる市場の触媒となって、投資適格なプロジェクトを生み

出し、共同投資して投資家のリスクヘッジの仕組みを構築するというものだ。市場の触媒となる機関には、以下のような重要な役割が期待されている。

- 大規模で、事業成果の測定が可能であり、金銭的リターンが見込める投資適格な事業を生み出すこと
- 見込みのある事業に投資を誘致するため、投資家と連携し、投資適格な事業に共同で資本提供を行うこと
- 補償の提供やファーストロス回避の契約書締結、リスクに関する投資関連データの開示等を行うことで、投資家にとってのリスクや不安要素を軽減すること

こうすることで官民の投資資本をベースに、民間企業、人道支援機関、開発援助機関、NGOが、投資適格な事業を運営・実施し、影響国のレジリエンス強化と復興を実現しながら、投資リターンを生み出していく仕組みとなる。そうして投資市場が拡大していくにつれ、危機発生直後の緊急的な危機対応、水や食糧配布等の緊急支援を目的とした、よりリスクが高い人道対応にドナー資本を充てることが可能となる。つまり、民間資本を誘引する人道支援型の投資を実現することで、有事におけるレジリエンス強化と復興支援に民間セクターの投資がより多く集まり、人道支援の大きな課題である資金不足の改善に直接的に貢献することが期待されている。

市場の触媒となる機関が具体的にどういった役割を果たし得るのか、図表4にもう少し詳しくご紹介する。

図表4 市場の触媒となる機関と役割

機関	役割
ドナー（ドナー国、民間の財団、開発銀行等）	人道危機下にある国・地域での投資適格な事業に対して、ディリスク（De-risk）を目的とした資金提供を進める。 具体的には、ドナー国であれば、投資家による投資資本のリスク低減にODA予算の一部を充当したり、民間財団であれば、その資本を投資家からの資本と併せて共同投資したり、また開発銀行であれば、無償資金（grant）と譲許的融資（concessional loan）を組み合わせることで、ドナー資本と投資資本を橋渡ししたりすることが期待される。
開発金融機関（DFIs）	脆弱国もしくは紛争影響国において、すでに極めて緩やかな条件（無利子または低金利）で融資を行い、資金動員している場合が多い。さらにそのプレゼンスを高め、民間の投資家が参入し易いような投資適格な事業の創設に尽力することが期待される。
人道支援機関、開発援助機関、NGO	紛争や災害の影響を受けた国・地域、またそこから避難した難民の状況やニーズを最も理解していることから、投資適格な事業を各ステークホルダーと繋げるパイプラインの役割が期待される。これまで別々に動くことが多かった人道支援機関と開発援助機関の区別や、非営利団体や営利団体といった区別を無くし、連携していくことが重要になる。また、人道危機下で投資を受けた事業がどの程度のインパクトを生み出しているか、モニタリング・評価を行い投資家にフィードバックする情報開示の役割も期待される。
影響国、難民受入国、国際機関	人道支援型の投資が受け入れられ易いよう、政策や規制の新規立案や柔軟な修正、難民への就労許可や汚職防止といった法整備、政権の安定化等を行い、投資家にとってのリスク回避となる環境整備を行うことが期待される。

(出所) WEF “Humanitarian Investing – Mobilizing Capital to Overcome Fragility”

今後への期待

上述のそれぞれのアクターが持つ役割を果たし連携することによって、人道支援型の投資が目指すターゲットは、リターンが少ない可能性を受容しながらも、まずは人道へのインパクトを重視した投資行動の促進と言えよう。そして、それを呼び水に、時間はかかるかもしれないが、図表5で示すように、投資対象の範囲を徐々に広げ、高い金銭的リターンを求める投資資本の流入を目指そうとしている。こうすることで、一度きりの投資に留まらず、人道危機においてもより大規模で長期的な商業目的の投資に繋がることが期待できる。

世界経済フォーラムが2019年に公表した白書によれば、特に今後、人道支援を目的とした投資市場で拡大が期待されている分野として、水と衛生、農業と食糧安全保障、ヘルス、雇用と教育、金融包摂と資本市場、エネルギー、保険、デジタルテクノロジーを挙げている。これら必要とされるセクターを図表2でマッピングしたいずれの投資スキームで進めて行くことがインパクトの最大化に繋がるか議論の余地はあるが、脆弱国もしくは紛争影響国にいる人々の雇用創出を目的とした事業への投資に期待が寄せられている。特に、人道危機によって史上最多の難民が出ている現状を勘案すれば、これら難民がもつポテンシャルに投資する発想は一考に値はしまいか。つまり、難民が単に援助に依存するのではなく、難民自身もつスキルを活かせるよう雇用機会を創り、自らの収入向上と、越境した場合の受入国地域の経済成長にも貢献し得る仕組

みを投資で創り出すのである。これは、受入国政府が難民に就労権を与える等の法整備がなされていることが条件になるが、権利を与えれば、税金徴収が可能となり受入国の財政に寄与する可能性もある。

英国オックスフォード大学がウガンダで行った調査によると、周辺のソマリアやルワンダ等からの難民自らが生活に必要な物資を買い付けたり、生産した農作物を販売したりしている。首都カンパラでは、難民の起業家が平均して2.4人の従業員を雇用し、その40%がウガンダ人であるという⁽²⁵⁾。このように難民自身が商売をしたり、雇用を生み出したりして、受入国の経済に貢献する事例もある。こうしたケースを一層生み出していくには、難民の雇用創出に繋がるような事業を先述の市場の触媒となるアクターが作り出し、民間資本の更なる誘致が必要となるだろう。投資家が難民の就労支援を行う事業に投資し、職を得た時にドナー資本を使って投資家にリターンを返す難民ボンドを発行したり、難民にマイクロファイナンスやインキュベーションの機会を与えたりすることで起業家を増やし、ベンチャーキャピタルを使って事業規模を拡大させるような後押しも必要だろう。

人道支援はおカネにならない、難民は受入国にとって単なる負担でしかない、という発想から脱却して、条件が整備され投資適格な事業機会が創られれば地域経済に大きく貢献する可能性を秘めている。これをお読みになった投資家や民間セクターの皆さまが、少しでも人道支援を新たな投資のチャンスと受け止めていただけたら幸いである。

図表5 人道支援型の投資が目指すターゲット
投資対象ターゲット



(出所) 筆者作成

《注》

- (1) 三方よしを世界に広める会。「三方よしとは？」
<http://sanpoyoshi.net/what/> (2020年1月16日)
- (2) 外務省によると、人道支援とは、主要な国際機関等により「緊急事態またはその直後における、人命救助、苦痛の軽減、人間の尊厳の維持及び保護のための支援」と定義され、緊急事態への対応だけでなく、災害予防・救援、復旧・復興支援等も含む。
- (3) UNHCR. 2019. “Global Trends Forced Displacement in 2018” <https://www.unhcr.org/5d08d7ee7.pdf> (2020年1月16日)
- (4) OCHA. 2018. “World Humanitarian Data and Trends 2018” https://www.unocha.org/sites/unocha/files/WHDT2018_web_final_spread.pdf (2020年1月16日)
- (5) 外務省によると、開発援助とは、開発途上地域の開発を主たる目的とする国際協力活動を指す。
- (6) 国民の安全や生計を保証するといった国家の基本的役割を果たすことが困難な国を指す。
- (7) IDA. 「紛争と脆弱性」 <https://ida-ja.worldbank.org/theme/conflict-and-fragility> (2020年1月16日)
- (8) OCHA. 2019. “Global Humanitarian Overview 2019” <https://www.humanitarianlibrary.org/sites/default/files/2019/08/GHO2019.pdf> (2020年1月16日)
- (9) Development Initiative. 2019. “Global Humanitarian Assistance Report 2019” <https://devinit.org/publications/global-humanitarian-assistance-report-2019/#download> (2020年1月16日)
- (10) Meerkatt, H., Kolo, P. and Renson, Q. 2015. “UNICEF/WFP Return on Investment for Emergency Preparedness Study” Boston Consulting Groups. https://documents.wfp.org/stellent/groups/public/documents/newsroom/wfp272225.pdf?_ga=2.6915442.154196789.1577347029-708045500.1531989638 (2020年1月16日)
- (11) Mudaliar, A and Dithrich, H. 2019. “Sizing the Impact Investing Market” GIIN. https://thegiin.org/assets/Sizing%20the%20Impact%20Investing%20Market_webfile.pdf (2020年1月16日)
- (12) 国連中央緊急対応基金 (CERF) といった国連基金のように、突発的な人道危機や忘れられた危機に迅速な資金提供を可能にするために、事前にプールのメカニズムもある。
- (13) Backhurst, J. 2018. “Honour the Promises: One year on from the Rohingya pledging conference” London: Christian Aid. <https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Rohingya-Pledging-Conference-One-Year-On-Oct18.pdf> (2020年1月16日)
- (14) Sustainable Japan. 2018 「IBRD、世界最大の地震債発行。メキシコ、コロンビア、ペルー、チリのソブリニリスクをカバー」 <https://sustainablejapan.jp/2018/02/13/ibrd-multi-country-earthquake-bond/30569> (2020年1月16日)
- (15) Nespresso. 2019. “Nespresso launches ‘Reviving Origins’ to bring back lost coffees” <https://www.nestle-nespresso.com/media/mediareleases/nespresso-reviving-origins> (2020年1月16日), 共同通信 PRWire. 2016 「南スーダンのコーヒー農民サポートでUSAIDがネスプレッソ、TechnoServeと提携」 <https://kyodonewsprwire.jp/release/201604089643> (2020年1月16日)
- (16) Sustainable Japan. 2019 「LeapFrog、約700億円のインパクト投資ファンド組成。アクサ、AIG等も出資」 <https://sustainablejapan.jp/2019/05/15/leapfrog-3rd-fund/39571> (2020年1月16日)
- (17) Willitts-King, B., Mowjee, T. And Poole, L. 2018 “From Grand Bargain to beneficiary: an analysis of funding flows through the humanitarian system” London: ODI. <https://www.odi.org/sites/odi.org.uk/files/resource-documents/11588.pdf> (2020年1月16日)
- (18) ICRC. 2017. “The world’s first “Humanitarian Impact Bond” launched to transform financing of aid in conflict-hit countries” <https://www.icrc.org/en/document/worlds-first-humanitarian-impact-bond-launched-transform-financing-aid-conflict-hit> (2020年1月16日)
- (19) El-Zoghbi, M., Chehade, N., McConaghy, P. And Soursourian, M. 2017. “The Role of Financial Services in Humanitarian Crises” CGAP. https://www.cgap.org/sites/default/files/researches/documents/Forum-The-Role-of-Financial-Services-in-Humanitarian-Crises_1.pdf (2020年1月16日)
- (20) 支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク (JQAN). 2018 「人道支援の必須基準：人道支援の質と説明責任に関する必須基準」
- (21) 支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク (JQAN). 2019 「スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準」
- (22) ある行為者の行為結果責任をその行為者が法的に負うべきか負うべきでないかを決定する際に、その行為者がその行為に先んじて払ってしかるべき正当な注意義務及び努力のこと (OECD 日本政府代表部)
- (23) 国際連合広報センター. 2011 「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」 https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/ (2020年1月16日)
- (24) OECD. 2018 「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000486014.pdf> (2020年1月16日)
- (25) Betts, A. 2014. “Refugee Economies, Rethinking Popular Assumptions.” Oxford University Press. <https://www.rsc.ox.ac.uk/files/files-1/refugee-economies-2014.pdf> (2020年1月16日)